

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 塚原 浩一			
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標等	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度									
55	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防)	0%	平成23年度	—	0%	約16%	約22%	集計中	約77%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩落した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
55	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(②水門・樋門等)	0%	平成23年度	—	0%	約29%	約46%	集計中	約84%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩落した場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
56	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	—	0%	約33%	約48%	集計中	約57%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
57	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0%	平成23年度	—	0%	約13%	約19%	集計中	約75%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波(いわゆるL1津波)に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
58	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間)	約72%	平成23年度	—	約72%	約74%	約75%	集計中	約76%	平成28年度	【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中核・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					
58	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(②県管理区間)	約57%	平成23年度	—	約57%	約58%	約58%	集計中	約59%	平成28年度	【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中核・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)					

59	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸	平成23年度	—	約6.1万戸	約5.6万戸	約5.0万戸	集計中	約4.1万戸	平成28年度	<p>【指標の定義】 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 長期的には0戸を目指す。 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に約9割の解消を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
60	人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m ³	平成23年度	—	約27万m ³	約27万m ³	約33万m ³	集計中	約50万m ³	平成28年度	<p>【指標の定義】 背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
61	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49%	平成23年度	30%	49%	62%	69%	集計中	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:洪水ハザードマップ作成対象となる想定している市町村数(約1,300市町村)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである 全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川)の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中(平成28年度まで)に実施されるようになることを目標とする。</p>
62	土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45%	平成23年度	—	約45%	約54%	約67%	集計中	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合=①/② ①:土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数 ②:土砂災害警戒区域が指定された市町村数(平成23年度末時点)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
63	リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48%	平成23年度	—	約48%	約59%	約62%	集計中	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%) リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山) (注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 今後5年間に対象全火山(29火山)については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
64	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所)	約46%	平成23年度	—	約46%	約47%	約48%	集計中	約51%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (分子)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所 (分母)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>

64	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(②主要な災害時要援護者関連施設)	約29%	平成23年度	—	約29%	約31%	約33%	集計中		約39%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (分子)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
65	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千区域	平成23年度	—	約25万9千区域	約31万区域	約35万区域	集計中		約46万区域	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
66	大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0%	平成23年度	—	0%	0%	約12%	集計中		100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ(注1)において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム(注2)により監視できる面積の割合(以下、監視カバー率という)。 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/② ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲(監視カバー範囲)の面積 ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積 (注1)・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ (注2)・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム 【目標設定の考え方・根拠】 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにする必要があるため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
67	リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	71%	平成23年度	—	71%	91%	94%	集計中		100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 国土交通省等とリエゾン協定を結んでいる全国の市町村の率 ※リエゾン協定、災害等により被害が発生又は発生する恐れがある場合において、適切な災害対応に資することを目的に、被災市区町村に「現地情報連絡員(リエゾン)」を派遣し、相互に必要とする各種情報を交換することについて定めたもの。 分子:リエゾン協定を結んでいる全国の市町村数 分母:全国の市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対応に資することを目的とする。 なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。 全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。</p>
68	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数	1ブロック(10%)	平成23年度	—	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	5ブロック(50%)	集計中		10ブロック(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数:全ブロックで実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。</p>
68	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の②参加都道府県	5団体(11%)	平成23年度	—	5団体(11%)	22団体(47%)	25団体(53%)	集計中		47団体(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数:全都道府県と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。</p>

68	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の③ 政令指定都市数	2団体 (10%)	平成23年度	—	2団体 (10%)	9団体 (45%)	10団体 (50%)	集集中		20団体 (100%)	平成28年度	【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数：全政令指定都市と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。
69	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	平成23年度	—	約3%	約30%	約55%	集集中		100%	平成28年度	【指標の定義】 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合(%) 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/② ①：長寿命化計画を策定済み施設数 ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設(約3,500施設) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期的展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。 主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

達成手段 (開始年度)	27年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(27年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム)
		24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連26-⑧)	053	272,107 (270,573)	493,115 (485,420)	321,485	214,692	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。 また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の高危険性の高い箇所を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄：国費率2/3等、補助：国費率1/2等)	58, 59	—
(2) 河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊急事業)平成7年度	119	6,440 (6,431)	7,061 (7,059)	8,974	7,825	○被災後、通常生活への復旧に多大な労力を要し、大きな経済的・身体的負担となる床上浸水が頻発している地域に関係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある箇所の河川を対象として、集中実施により、慢性的な床上浸水を早期に解消するための事業。 ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等	58, 59	・事業着手時に平成22年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成23年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成25年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度以降完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象：事業着手時に平成22年度完了予定の事業) ・事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象：事業着手時に平成23年度完了予定の事業) ・事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象：事業着手時に平成25年度完了予定の事業) ・事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象：事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象：事業着手時に平成27年度以降完了予定の事業)
(3) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))	120	151,232 (140,280)	136,503 (134,944)	129,584	136,864	ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄：国費率7/10等、補助：国費率1/2等)	58, 59	—

(4)	河川・ダム維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事業)、明治31年度(堰堤維持事業))	121	144,794 (143,523)	250,612 (246,760)	179,430	140,717	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。	69	— —
(5)	砂防事業 (明治31年度)	122	77,887 (77,635)	112,730 (111,140)	93,187	80,577	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	64	— —
(6)	砂防管理事業 (平成20年度)	123	605 (605)	818 (818)	552	551	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	—	事業実施箇所(山系) 除石量 適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(7)	地すべり対策事業 (昭和27年度)	124	6,362 (6,332)	8,453 (8,368)	8,650	6,432	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	64	— —
(8)	急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	125	275 (275)	16 (16)	16	16	急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。	64	— —
(9)	河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連26-⑬)	126	84,642 (79,253)	50,353 (40,053)	27,923	25,244	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	55,56, 57	— —
(10)	下水道事業 (昭和32年度)(関連:26-⑧、⑪、⑬)	054	5,190 (4,993)	5,709 (5,559)	5,588	5,251	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道・・・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道・・・低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道・・・大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ①民間活用カイノベーション推進下水道事業・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②特定都市地域浸水被害対策事業・・・官民協働での浸水対策を図るため、民間事業者が下水道管理者と一体的な整備を行う事業として整備する貯留施設等を支援(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	59	— —

(11)	水害等統計作成経費 (昭和36年度)	127	14 (12)	14 (12)	14	14	<p>①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。</p> <p>②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。</p>	—	<p>調査結果の項目数</p> <p>全国における水害による被害実態を網羅的に調査・分類し、それらの経年変化をとりまとめる統計書を作成するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。</p> <p>なお、本事業(水害統計作成)は、上記のように全国における水害による被害実態及びそれらの経年変化をとりまとめる統計書を作成することが目的であり、従前から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画や事業評価において必要となる過去の水害実績等の資料 ・治水事業の必要性や効果を示すための資料 など <p>河川に係る行政施策の実施に必要な基礎資料として活用されているところである。</p>
(12)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	128	20 (20)	20 (20)	19	19	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。</p>	—	<p>全国の洪水予報施設の運営</p> <p>洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、迅速な情報の伝達を行い、水害の防止・減災に資する。(観測施設や警報施設等の保守管理や電力供給を行うものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。)</p>
(13)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	129	42 (39)	42 (41)	40	40	<p>本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。</p> <p>また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。</p>	—	<p>全国の河川水理調査箇所数</p> <p>河川の水位・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積し、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資する</p> <p>(長期的に水文データを整備するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない)</p>
(14)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	130	9 (9)	9 (9)	8	8	<p>本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。</p> <p>また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。</p>	—	<p>全国833箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数</p> <p>河川の水位・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積し、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資する</p> <p>(長期的に水文データを整備するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない)</p>
(15)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	131	100 (99)	100 (99)	96	96	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。</p>	—	<p>全国505の洪水予報施設の更新</p> <p>洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、迅速な情報の伝達を行い、水害の防止・減災に資する。(老朽化した施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。)</p>

(16)	防災ソフト施策の高度化・充実に関する調査・検討経緯 (平成25年度)	132	-	56 (52)	26	5	警戒避難マニュアルの作成や災害被害の予測手法の開発等を行い、それらを活用した地方公共団体の防災能力を向上させるための技術的支援等を行うことにより、何としても人命を守る防災体制の構築を進める。	-	○水災害警戒避難支援マニュアルに係る検討・災害事例等実態調査等報告書 ○総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務報告書 ○広域TEC-FORCE活動計画作成に係る検討報告書 ○ソフト手法による水害対策の導入可能性に関する検討・調査報告書 防災ソフト施策による防災・減災対策の高度化・充実を図る。(防災ソフト施策による防災・減災対策の検討等を対象としたものであって、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)
(17)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	133	-	65 (35)	65	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。	-	会議開催数(準備プロセスに係るものを含む) 会議(準備プロセスに係るものを含む)に参加した各国政府・国際機関の数
(18)	新興国における水防災技術の現状に関する調査・検討経費 (平成26年度)	136	-	-	16	-	我が国の河川管理については、気候変動の影響に伴う水関連災害の激甚化傾向を踏まえ、洪水・濁水等のリスクに対しても被害の最小化に資する更なる対策の必要性の検討が求められており、世界各国の知見を活用する等により水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化を図る必要がある。このため、気候変動に伴う脆弱性の増大に対する世界各国の対応策等の近年の動向や新興国等の水防災技術の現状を把握することにより、我が国の水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化を推進する。	-	海外における水関連災害の調査件数 (海外における水関連災害は年間何件発生するかは予測できず、かつ、すべての水関連災害を対象とするわけではないため、活動見込を定めて実施する性質のものではない。) 我が国の水防災技術・河川管理の更なる効率化・高度化による水害等の災害による被害軽減 (我が国の水防災技術・河川管理の検討を対象としたものであり、定量的な成果指標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)
(19)	砂防設備等の点検・維持管理検討経費 (平成26年度)	137	-	-	5	4	砂防設備等は全国各地に多数存在し、各現場毎に目視点検により異常を把握し、必要に応じて詳細な点検や対策を行ってきた。近年、集中豪雨の増加や砂防設備等の老朽化等により、様々な形態の損傷が増えてきており、砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的に維持管理・更新を行う必要がある。 適切に砂防設備等の維持管理を行うため、「定期点検(目視点検)による評価指標や、詳細点検や対策実施にかかる判断指標」について、全国の都道府県の整備状況を包括的に把握している国が率先して検討を行い、「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」として、具体的な基準や指標をとりまとめて全国に周知する。	-	「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」作成のための検討報告書 砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的な維持管理を図る。 (点検方法等をとりまとめた「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」を作成するものであり、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。)
(20)	深層崩壊に起因する大規模土砂災害対策ガイドラインの作成 (平成26年度)	139	-	-	5	5	平成23年9月の台風第12号の大雨による紀伊半島での被害など、深層崩壊に起因する大規模土砂災害は、緊急対策によって被害が軽減し得た一方で、事前の対策が困難であったことから被害が軽減し得なかった事例も多数生じた。 近年、深層崩壊に関する調査研究が進展し、深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対する事前対策も可能となってきたことから、緊急対策のみならずハード、ソフト両面からの事前対策も含めた総合的な対応が求められている。 そこで、本事業では、対策検討の基本となる想定被害の検討を行い、深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対応したソフト対策及びハード対策を検討するとともに、ソフト対策とハード対策を効果的に融合させた総合的な対策を行うためのガイドラインを作成する。	-	深層崩壊に起因する土砂災害被害想定ガイドライン(案)の作成 深層崩壊に起因する大規模土砂災害に対応した被害想定を行う手法を検討し、深層崩壊発生で起こり得る多様な現象の被害想定を把握すること。(深層崩壊に起因する土砂災害被害想定ガイドライン(案)を作成するものであり、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)

(21)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	134	-	4	4	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施 河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすこと。(定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。)
(22)	火山地域における土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドラインの作成経費 (平成25年度)	135	-	4	3	-	地熱発電開発に伴う各種調査や地熱発電所の稼働が火山地域における土砂災害の発生に与える影響を分析するとともに、地熱発電による安定的な電力供給と地域の人命・資産を地熱開発に伴う土砂災害から保全するため、火山地域における安全な地熱発電に向けた注意点や要規制内容をとりまとめたガイドラインの策定を行う。	-	火山地域における地熱開発に伴う土砂災害発生を考慮したガイドライン作成のための検討報告書 地熱開発による土砂災害の発生を未然に防止するためのガイドラインを作成するものであり、成果目標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。
(23)	海岸事業 (昭和24年度)(関連26-④、⑬)	023	9,583 (9,569)	16,678 (16,656)	11,804	11,723	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3	56	- -
(24)	海岸事業(直轄) (昭和47年度)(関連27-④、⑬)	027	8,880 (8,879)	10,343 (9,968)	12,518	9,509	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	56	-
(25)	海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連27-⑬)	140	2,330 (2,330)	2,699 (2,699)	802	143	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	56	- -
(26)	災害対策等緊急事業 (平成17年度)	118	21,300 (12,308)	29,868 (14,901)	20,247	19,082	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、次に発生する災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等、再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置するなど、事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。	-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) (30件(H25年度)) 年度によって災害等の発生状況が変化するため、定量的な成果目標は設定できない。
(27)	水門・陸閘等の効果的・効率的な管理運用方法の検討等 (平成26年度)	139	-	-	7	7	浸水被害の防止・低減と現場操作員の安全確保の両立を考慮して慎重に検討・判断すべき項目の考え方を整理・分析し、現場操作員の退避ルールに係る検討を行い、指針案を作成する。 また、水門・陸閘等の操作業務の委託方法の現状を整理・分析し、責任範囲に係る問題点を抽出・整理するとともに、民間の保険制度活用を含む現場操作員の被災時の補償措置について検討・整理し、水門・陸閘等の操作業務の適切な委託に係る検討を行い、指針案を作成するとともに委託契約書等の標準的な案を作成する。	56	-
(28)	水関連分野の防災協働対話推進のための調査検討経費 (平成27年度)	新27-017	-	-	-	17	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	-	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、情報発信等を行った技術・政策数
(29)	水災害分野における気候変動適応策の推進のための調査・検討経費 (平成26年度)	新27-018	-	-	-	11	地球温暖化に伴う気候変動による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、高潮災害等が頻発、激甚化することが懸念されている。これを踏まえ、水災害分野の気候変動適応策を検討し、適応計画としてとりまとめる。とりまとめた適応計画を推進するため、気候変動の不確実性の取扱いを体系的に整理し、外力の取扱い等の調査検討を行う。また、どこで氾濫が発生するか等のリスク評価の手法の開発や、高潮の浸水想定に必要な外力の設定方法や構造物の取扱い方などを示す「高潮浸水想定の手引き」を作成する。	57,58,59,61	-
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			2,383,679 (1,313,615) (89)	2,520,591 (2,141,809) (239)	950,792 -	601,907 -	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)、第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)、第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)、第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日)、第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日) 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-⑭)

施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する							担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官		作成責任者名	運輸安全管理官 嘉村 徹也	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果			目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等
75 主要なターミナル駅の耐震化率	89%	平成23年度	88%	89%	90%	92%	集計中	/	100%	平成27年度	中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。		
76 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人(P)		0人	毎年度	列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である(第9次交通安全基本計画)。		
77 事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数)	513人	平成20年	490人	450人	466人	434人	421人	/	250人	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。10年間で死者数半減(平成20年513人を10年後に250人)		
77 事業用自動車による事故に関する指標 (②事業用自動車による人身事故件数)	56,305件	平成20年	51,066件	49,085件	45,346件	42,425件	39,649人		30,000件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。10年間で人身事故件数半減(平成20年56,295件を10年後に3万件)		
77 事業用自動車による事故に関する指標 (③事業用自動車による飲酒運転件数)	287件	平成20年	177件	151件	121件	126件	119件	/	0件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。飲酒運転ゼロ		
78 商船の海難船舶隻数	497隻	平成18～22年の平均	475隻	353隻	422隻	379隻	394隻		447隻以下	平成27年	第9次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する海難隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。))を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに、約1割削減する。)に準じた目標設定とし、平成18年～平成22年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(497隻)と比較して、平成27年までに1割削減(447隻以下)とする。		
79 船員災害発生率(千人率)	11.0‰	平成20～24年度の平均	10.9‰	10.5‰	11‰	10.3‰	集計中	/	9.6‰	平成29年度	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。平成2725年度は、平成25同年度を初年度とした第10次基本計画期間である。第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値(11.0‰)に比べ13%減少させることとした。目標設定の考え方は、①平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。②業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。		
80 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件		0件	毎年度	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。		
81 国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	10.4件	11.2件	10.8件	10.2件	9.6件	/	10件	平成25～29年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5か年平均値)を現況値(平成20年～24年の5か年平均値)の約1割減とすることを目標とする。また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。		
関6 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	-	-	-	-	39人	90人	130人		約150人	平成27年度	公共交通事故被害者支援員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。		
関6 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)	-	-	-	-	134箇所	722箇所	集計中	約150箇所	平成27年度	「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。			

関7	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82%	平成23年度	-	82%	87%	89%	集計中		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関8	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置	94%	平成23年度	-	94%	96%	98%	99%(P)		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関8	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ②運転状況記録装置	85%	平成23年度	-	85%	89%	94%	97%(P)		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

達成手段 (開始年度)	27年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)				
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度～)		36 (31)	38 (28)	39	42	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する安全教育・協働を促すためのシンポジウムの開催等を行っている。	76,77,78,81	- -
(2) 大災害発生時における緊急物資輸送に向けた体制整備 (平成27年度～)		-	-	-	15	国が発災後1週間以内に行う緊急支援物資輸送(プッシュ型輸送)について、一次物資集積拠点の配置や災害支援物資の輸送効率等をシミュレーションによって検証し、基幹的広域防災拠点、羽田空港、荒川等を活用した陸海空のモード横断的な災害支援物資輸送計画を策定する。 また、策定した災害支援物資輸送計画の実効性確保のため、基幹的広域防災拠点(川崎港東扇島、堺泉北港堺2区)等を活用し、関係機関と連携した広域的な災害支援物資輸送訓練を実施する。	-	(P) (P)
(3) 公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)		6 (1)	4 (3)	4	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、本省に常設の窓口を設置 ・重大な公共交通事故発生時に、上記相談窓口についての周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成	関6	研修の開催数(平成27年度は年2回実施予定) -
(4) 鉄道施設総合安全対策事業 (老朽化対策) (平成20年度)		83 (83)	83 (83)	83	83	【鉄道施設老朽化対策事業】 地域鉄道の橋りょう、トンネル等であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める耐用年数を超過して使用しており、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	鉄道施設老朽化対策事業を実施している箇所数 -
(5) 鉄道防災事業 (昭和53年度(一般防災)、平成11年度(青函))		549 (547)	1,955 (1,949)	1,141	1,185	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事が完了した箇所数
(6) 本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業(平成24年度)		750 (750)	5,679	3,301	100	本州四国連絡橋(本四備讃線)を保有する(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強、落橋防止対策等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。	-	耐震補強事業実施中の橋梁数。 四備讃線が通過する34橋梁全ての耐震補強事業を完
(7) 踏切保安設備整備 (昭和36年度)		107 (72)	107 (71)	107	107	踏切改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2または1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する	-	踏切保安設備の整備箇所数 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す(第9次交通安全基本計画)
(8) 鉄道技術基準等 (平成14年度)		147 (138)	146 (134)	145	145		(P)	76 (P)
(9) 鉄道安全対策等 (平成15年度)		62 (46)	61 (49)	63	59		(P)	76 (P)
(10) 鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道施設の耐震対策)		133	2,346	3,117	1,711	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。 また、首都直下地震及び南海トラフ地震において強い揺れが想定される地域における、緊急輸送道路等と交差又は並行する鉄道	-	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数

	イイイ イイイ イイイ (平成23年度)		(62)	(1,661)			橋りょう・高架橋・乗降客1日1万人以上の駅(地平駅を除く)及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上の路線又は空港アクセス線の高架橋等の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。		主要ターミナル駅の耐震化率		
(11)	鉄道施設安全対策事業(鉄道施設の戦略的維持管理・更新の推進) (平成25年度)	—	—	0	1,055	202	地方鉄道事業者が保有する橋りょう、トンネル等の土木施設で、長寿命化に資する補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	—	長寿命化に資する施設の改良を実施している事業者数 —		
(12)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (昭和33年度)	68	(62)	12	(12)	220	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	—	— —	
(13)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧)(東日本大震災関連) (平成23年度)	710	(2,770)	2,100	(2,100)	340	—	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	—	甚大な被害を受けた被災鉄道に対する災害復旧事業を施工する路線数 甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数	
(14)	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇 (平成25年度)							切迫性や被害の影響度の大きい首都直下地震及び南海トラフ地震に備え、より多くの鉄道事業者の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路等の公共的な機能も考慮し、当該地震において強い揺れが想定される地域における利用者の多い駅や路線等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。	—	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率	
(15)	鉄道の安全性向上設備に係る税制特例措置 (平成11年度)	—	—	—	—	—	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	76	— —	
(16)	自動車監査担当官専門研修の実施 (平成13年度)		(1)	1	(0)	—	—	各地方運輸局等において自動車監査業務に関して基礎的な知識を有する者を対象に、高度な監査能力の習得を図るため、最新の関係法令知識、行政手続法の解説及び最新の行政不服審査請求等の講義の他、法令違反の隠蔽等の各地方運輸局及び運輸支局における悪質な監査・処分事案についての実施・対処方法を討議し、同類事案等に対する適切な対応を目的とした事例研究を実施している。	77	自動車監査担当官専門研修実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数	
(17)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)		(101)	111	(39)	44	49	49	49	77	①自動車運送事業者に対する監査実施件数 ②自動車運送事業者に対する行政処分件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(18)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)		(25)	25	(41)	45	27	30	30	—	全国13指定地域で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 (平成27年10月からは全国で実施) 指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。 (平成27年10月からは全国で実施)
(19)	新技術に対応した整備技術の高度化促進方策事業 (平成22年度)		(5)	7	(0)	4	0	—	—	77	検討会開催実績 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数

(20)	自動車保安対策 (昭和41年)		29 (20)	32 (24)	28	30	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	77	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(21)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年)		1 (1)	2 (1)	2	1	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分
(22)	自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な次世代ITSに関する検討 (平成24年度)		-	20 (18)	-	-	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ部)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全・安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した渋滞対策の実証実験を実施 自動車と道路が連携した円滑、安全・安心な道路交通の実現
(23)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年)	156	9 (8)	13	25	(P)	各種安全対策の実施にも関わらず、海難隻数は概ね横ばいであり、そのうちの約半数を占める衝突の多くは人的要因に起因している。こうした状況を踏まえて、人的要因等の事故の背景にある船舶を取り巻く社会環境の変化をも考慮した効果的な安全対策をソフト・ハード一体となって総合的に推進するため、EQUASIS監督委員会 で定めた国際的船舶データベース(2012年は月間1,900,000アクセス)運営費の日本国分担金の支出等を実施する。	(P)	(P) (P)
(24)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年)	157	242 (197)	235	207	242	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	78	(P) (P)
(25)	小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成〇年度)	158	(P) (P)	(P) (P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P) (P)
(26)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	159	225 (179)	216	208	(P)	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	(P)	(P) (P)
(27)	ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	160	101 (67)	110	95	(P)	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	(P)	(P) (P)
(28)	国際海事機関(IMO)分担金 (平成〇年度)	161	(P) (P)	(P) (P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P) (P)
(29)	北大西洋流水監視分担金 (平成〇年度)	162	(P) (P)	(P) (P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P) (P)
(30)	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	158	73,887 (66,068)	72,443	73,346	(P)	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。 【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	(P)	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数 本事業は空港等関連施設の維持管理事業であり、定量的な指標設定は困難であるが、空港利用者の安全性及び利便性向上を踏まえつつ、事業の改善に努めることにより航空機の安全運航を確保する。
(31)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	159	7,302 (6,977)	7,240	7,659	(P)	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。	80	- -
(32)	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	160	2,313 (2,091)	2,461	2,856	(P)	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	(P)	- -

(33)	航空輸送安全対策 (昭和27年度)	161	167 (150)	158 (P)	158	(P)	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランブンスペクシオン)、航空安全情報管理・提供システムによるデータの収集・分析等を実施している。	(P)	- -
(34)	航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	162	38 (33)	35 (35)	33	(P)	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行う者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	(P)	航空の安全を確保することを目的として、航空業務を行う者に対して適正に試験を行い、試験合格者に対して技能証明を交付するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(35)	国産旅客機開発に伴う安全性 審査方式の導入 (平成21年度)	163	85 (61)	87 (65)	82	74	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	(P)	国産ジェット旅客機の安全運航・円滑な輸出の実現のため安全性審査を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(34)	国際民間航空機関分担金・拠 出金 (昭和28年度)	164	640 (629)	669 (P)	700	(P)	【事業目的】 国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICAO)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICAOの設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICAO加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「航空交通管理プロジェクト」に対し、一定の拠出をしている。 【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び能率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	(P)	本分担金、拠出金支出に伴う活動指標及び活動実績は、各国航空当局者が集まる国際会議の場で、議論・交渉の上決定されるため、我が国のみの事情で指標を定められる性格のものではない。 本分担金、拠出金は、各国航空当局者が集まる国際会議の場で、議論・交渉の上決定されるため、我が国のみの事情で成果目標及び成果実績(アウトカム)指標を定めて支出する性格のものではない。
(35)	(独)航空大学校(運営費交付 金) (平成13年度)	165	2,012 (2,012)	1,985 (1,985)	2,113	2,068	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	(P)	航空大学校で養成した操縦士(卒業生)数:72 航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職率:100%
(36)	(独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	166	132 (83)	93 (78)	163	66	航空大学校は、安定的な航空運送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	(P)	施設整備実施件数 本事業は航空大学校の施設整備事業であり、定量的な指標設定は困難
(37)	公共交通等安全対策に必要な 経費 (平成20年度)	167	167 (161)	165 (145)	169	169	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	76,78.81	- -
施策の予算額・執行額			167,961 (143,748)	165,237 (154,185)	163,775 -	158,524 -	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						担当部局名	海上保安庁		作成責任者名	総務部政務課長 一見 勝之	
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値							評価結果	目標値	目標年度
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
89	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	/	0件	毎年度	平成27年1月にフランスで発生したテロ事件や同月シリアで発生した邦人殺害事案等の国際情勢を踏まえ、サミットやオリンピックを控えた我が国にとってもテロ未然防止は重要な課題である。 我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラ施設や旅客ターミナル、海水浴場等の多くの集客がある施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。 テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに、万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止又は軽減することが可能である。 このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による重要インフラ施設等の監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。	
90	要救助海難の救助率	95.2%	平成18年～平成22年の平均	96%	95%	96%	96%	95%	/	95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成23年3月31日に閣議決定された第9次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保とすることが目標として掲げられている。 ※第9次交通安全基本計画閣議決定前の5年間(平成18年～平成22年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は95%程度と高い水準で推移しており、平成23年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。	
91	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	/	0件	毎年度	ふくそう海域で過去に発生した大規模海難(平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらまとCARINA STAR号の事故)の社会的影響の重大性に鑑みて、毎年度発生数0件を目標とする。 【社会資本整備重点計画第3章 海上交通の安全強化に関する指標】	
関9	航路標識の自立型電源導入率	81.6%	平成23年度	/	81.6%	84.5%	85.3%	85.9%	/	86%	平成28年度	航路標識用電源に停電の影響を受けない太陽発電等を導入する割合 【社会資本整備重点計画第3章 災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】 ※ 電源が必要な航路標識5,285基中の大電力を使用しない航路標識4,564基の率であり、大型灯台や海上交通センターといった導入が困難な航路標識を除く全ての基数となっている。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				27年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(27年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		24年度(百万円)	25年度(百万円)	26年度(百万円)									
(1)	航路標識整備事業費(昭和23年度)	199	3,975	6,689	4,433	4,749	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化))等を行っている。				91 関9	-	

(2) 巡視船艇の整備に関する経費 (昭和23年度)	200	35,574 (33,454)	39,685 (38,892)	30,082	22,473	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行方領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	89 90 91	-
(3) 航空機の整備に関する経費 (昭和23年度)	202	14,027 (13,943)	8,605 (8,224)	7,828	5,529	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	89 90 91	-
(4) 巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	203	29,923 (29,821)	28,396 (28,394)	32,323	30,298	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救護物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための根要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	89 90 91	-
(5) 航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	204	8,240 (7,995)	7,760 (7,703)	8,184	9,073	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための根要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>	89 90 91	-
(6) 治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	205	7,399 (7,327)	7,172 (6,968)	7,493	8,435	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。</p> <p>また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。</p>	89 90	-
(7) 環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	206	96 (96)	101 (99)	102	100	<p>海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。</p> <p>また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。</p>	-	-

(8) 海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	207	3,925 (3,918)	492 (446)	2,992	5,167	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの通航に必要となる施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備や、乗組員用の宿舍建設等を行っている。	89 90	-
(9) 情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	208	4,603 (4,395)	5,161 (5,141)	5,511	3,830	海上保安庁は、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、更に近年においてはテロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、小笠原諸島周辺海域を始めとした遠方海域における外国漁船の違法操業取締り等の社会的反響の大きい業務にも対応することが求められている。これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件・事故情報の入手・伝達、陸上部署における現場の状況把握及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うことが必要であることから、事件事故情報の伝達等を行うための基盤である情報通信システム及び各種通信施設の維持・整備を実施している。	89 90	-
(10) 海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	209	1,920 (1,900)	1,985 (1,955)	1,788	1,646	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	91 関9	-
(11) 海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	210	844 (931)	2,454 (2,442)	1,013	854	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	-
(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	211	2,278 (2,277)	1,168 (1,165)	749	1,154	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	-
施策の予算額・執行額		128,385 (114,342)	118,586 (112,813)	111,366 -	85,193 -	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日) 「治安に対する信頼も欠かせません。(中略)平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取組を徹底します。(中略)「世界一安心な国」、「世界一安全な国、日本」を作り上げます。」 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に、万全を期してまいります。そして食糧、医療などの人道支援。テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。」	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する						担当部局名	航空局		作成責任者名	航空戦略課長 鶴田 浩久		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度								
114	大都市圏拠点空港の空港容量の増加	85.7% (64万回)	23年度	81.7% (61万回)	85.7% (64万回)	91.0% (68万回)	96.0% (71.7万回)	100% (74.7万回)	/	100% (74.7万回)	28年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加を目標とした		
115	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	95.1%	25年度	-	-	-	95.1%	95.2%	/	95.3%	28年度	目標設定については、航空機騒音により屋外環境基準を満たせない空港周辺地域の住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図ることを趣旨とする。これまでの実績により、屋内達成率についてはおおむね概成しているが、騒音対策は設置管理者である国の重要な責務であることから、今後も継続的な対策により、申請のあった対象家屋については、屋内環境基準の達成を図る必要がある。現状及び近年の推移を勘案して目標値を設定した。		
116	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%	23年度	-	57%	59%	73%	73%	/	74%	28年度	平成16年度の新潟県中越地震等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資及び人員等の輸送基地としての役割が求められる。このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		27年度 行政事業レビュー 事業番号	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)									
1	首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)	255	16,401 (16,024)	30,826 (30,059)	40,464	44,667	羽田空港の24時間国際拠点空港化等の推進、首都圏空港の容量拡大(羽田空港:44、7万回(うち国際線9万回)、成田空港:30万回)を進める。これらにより、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、経済成長に資するもの。 (東京国際空港(羽田) ・C滑走路延伸、エプロン、国際線・国内線を結ぶトンネル(際内トンネル)の整備、空港アクセス道路の改良、C滑走路等の耐震対策、航空保安施設の更新・改良、空港アクセス道路の改良等の整備。 (成田国際空港) ・第3ターミナル(CIQ施設)の整備、庁舎耐震対策。				114	-		
2	関西国際空港整備事業 (大阪国際空港:昭和33年度) (関西国際空港:昭和59年度)	256	7,116 (7,113)	7,601 (7,370)	8,380	8,926	・関西国際空港・大阪国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。 ・関西国際空港については、新関西国際空港株式会社のもとで伊丹空港との一体的運営がなされているところ。関西・伊丹両空港の事業価値の増加を図り、可能な限り速やかに両空港のコンセッションを実現する。				-	航空機の安全な運航確保のため、必要に応じて、老朽化が進んでいる航空保安施設の更新経費等を計上しているため、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。		
3	中部国際空港整備事業 (中部国際空港:平成10年度)	257	725 (719)	1,280 (1,218)	2,521	385	・中部国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。				-	航空機の安全な運航確保のため、必要に応じて、老朽化が進んでいる航空保安施設の更新経費等を計上しているため、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。		
4	空港周辺環境対策事業 (昭和42年度)	258	2,715 (2,022)	3,738 (2,923)	4,520	3,297	航空機騒音については、環境基本法に基づく「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。				115	住宅防音工事実施家屋数 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率		
5	一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業を除く) (昭和31年度)	259	22,820 (22,607)	28,642 (27,999)	46,811	94,813	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・滑走路増設事業を実施する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。				-	事業実施空港数 空港の処理能力を向上させるため、滑走路増設事業を実施する。		
6	一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業) (平成19年度)	260	1,405 (1,389)	4,615 (4,465)	6,230	6,455	地震災害時に、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図る。地震災害時に、空港が災害復旧支援、救急救命活動や緊急物資輸送拠点など様々な役割を果たすことが出来るよう、滑走路、誘導路などの耐震対策を実施する。				116	事業実施空港数 平成32年度までに、航空輸送上重要な空港等のうち、一般空港等について、地震災害時における救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保する。		
7	一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	261	3,663 (3,631)	1,676 (1,639)	2,898	3,911	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・補助率 50%等				-	事業実施空港数 地方公共団体が管理する空港における施設の適切な更新・改良等の実施(空港の運用状況により老朽化の進行に差が生じるため、定量的な目標を設定することは困難である。)		

8	航空路整備事業(管制施設整備) (昭和27年度)	262	20,146 (19,518)	23,188 (22,843)	25,167	28,624	航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑空港・空域における航空交通容量の拡大やニーズの多様化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等の性能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システムの整備を行う。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な管制施設の更新・改良	-	更新・改良事業を行う施設数 管制取扱機数(飛行計画ベース)
9	航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)	263	838 (781)	3,398 (2,892)	670	1,128	航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な航空保安施設の更新・改良 ・縮退施設の撤去	-	・老朽化した航空保安施設の更新整備数 ・VOR施設の縮退数活動実績 ・本施設は、航空ネットワークの安全確保に不可欠な施設であるため、ICAOの考え方を元に、老朽化による施設停止割合10-5未満(サービス提供率99.99%以上)を常に満足させる ・平成29年度までに、52施設(平成22年度)のVOR施設を33施設縮減
10	国管理空港の経営改革の推進 (平成24年度)	259	55 (29)	341 (296)	561	574	国管理空港の経営改革については、地域の実情に応じた空港運営の効率化を通じた地域の活性化を図るため、PFI法の「公共施設等運営権制度」を活用した民間委託手法を空港管理形態の1つの選択肢として追加し、空港の民間委託を可能とするものである。先行的に運営委託の検討が進められている仙台空港については、公共施設等運営権を設定した場合の運営権者の公募手続を進めており、平成27年度中の事業開始を目指している。仙台空港に続く空港についても、公共施設等運営権制度の活用による運営委託事業における各種論点等について調査等を実施する。	-	国管理空港の経営改革については、地域の実情等を踏まえる観点から地方自治体や空港ターミナルビル会社等と調整しつつ実施することとしているため、活動指標及び活動実績を定量的に示すことは困難である。 国管理空港の経営改革の実現
11	地方航空路活性化プログラム (平成26年度)	新26-035	- -	- -	319	313	自治体や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組を支援。支援する対象路線は、地域の協議会から取組を公募し、外部有識者からなる懇談会により評価し、国として対象路線を選定。実施する際に必要となる経費について国が3年間支援を行うとともに、取組の成果については有識者懇談会により評価・検証を行い、地域の協議会が評価等の結果をもとに改善等を含めた取組を実施。モデル的取組の実証効果は、全国の他の地方路線の取組に波及させていくことを想定。	-	地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組として支援する路線 取組を通じて実証効果が確認され、モデル的取組として提示できる実証数
施策の予算額・執行額			317,073 (241,741)	337,065 (262,632)	342,938 -	263,634 -	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略(平成26年6月24日) 5. 立地競争力の更なる強化 (3) iv) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化等	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策目標		36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る					担当部局名	海事局総務課		作成責任者名	企画室長 日野 祥英		
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化及び人的基盤である技能者・技術者と船員(海技者)の確保・育成等を行う。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等
153 海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準		-	-	121	125	138	159	集計中	100	毎年度	海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを確保することを目標にする。 ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人(平成23年度～32年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者数 278人(平成23年度～平成32年度) 必要な1事業者ごとの年間採用者数 278人 ÷ 2,773人① ÷ 10年 ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者数 → 1.83人 1.83人 ÷ 278人 ÷ 152 = (23年度に必要な採用者数) ÷ (23年度の事業者数) 人 ④ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均1.83人の採用が行われること(水準)を100とし、毎年度、(各年度の採用者数) ÷ (各年度の事業者数) が100の水準を確保する。		
154 海洋開発関連産業に専従する技術者数		約560人	平成25年度	-	-	-	約560人	集計中	約2,400人	平成32年度	世界の海洋産業は急成長が見込まれており、拡大する海洋開発市場を我が国経済へと取り込むためには、設計、エンジニアリングや操業等に携わる技術者が将来的に圧倒的に不足することとなる。このため、海洋開発関連産業に関わる技術者の育成システムの構築に向けた環境整備を実施し、我が国海洋産業の振興を図る。政府としての施策を連続的かつ客観的に数値化するため、海洋開発関連産業に専従する技術者数を指標として設定する。 目標については、日本企業が参画する海洋開発関連プロジェクトの増加を見込んだ上で、必要とされる技術者数として約2,400人を目標値に設定している。 また、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において2020年に海洋開発関連産業に専従する技術者数を約2,400人とするとしている。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			27年度当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		27年度 行政事業レビュー 事業番号	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)								
(1) 船員雇用促進対策事業費(昭和53年度)		352	154 (132)	152 (144)	146	146	船員の雇用促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、また、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して船特法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行う。					153	-
(2) 船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費(平成20年度)		353	108 (84)	107 (92)	105	106	船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員養成事業を実施する。 また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。					153	-
(3) (独)航海訓練所運営費交付金(平成13年度)		357	5,288 (5,288)	5,196 (5,196)	5,680	5,197	商船系大学等の船員教育機関の訓練を一元化し、毎年2,000名近い学生等を受け入れ、5隻の練習船により約700人・月相当の所定の航海訓練を実施し、国際条約で定められた船舶船員資格の取得に必要な能力要件を満たす優秀な外航船員及び内航船員を養成する					153	-
(4) (独)航海訓練所施設整備費補助金(平成26年度)		363	-	-	146	31	内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、国際条約の改正によって強制化される訓練体制に対応するためのシミュレータの整備を図る。					153	-
(5) (独)海技教育機構運営費交付金(平成18年度)		359	2,357 (2,357)	2,200 (2,200)	2,385	2,375	新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、中卒3年課程の海上技術学校の4校、高卒2年課程の海上技術短期大学の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶船員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 また、既存の船員等に対しては、海技大学校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るための多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。					153	-
(6) (独)海技教育機構施設整備費補助金(平成27年度)		新27-051	-	-	-	38,628	船員(船員であった者及び船員になろうとする者を含む。)に対する船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること及びこれらに附帯する業務等を効率的に行うために必要な施設・設備の整備を行っている。 海技教育機構の学校施設及び老朽化した施設の整備について、耐震診断結果等を踏まえて、計画的な整備を図る。 1. 波方海上技術短期大学校本館及び学生寮(平成27年度～平成28年度:設計業務) 2. 海技大学校西学生寮(平成27年度:設計業務)					153	-

(7)	船舶産業の競争力強化に必要な経費 (平成21年度)	354	52 (51)	54 (43)	54	55	我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。	-	調査件数 本施策は、造船業及び船用工業の競争力強化を図ることを目的とし、市場環境整備に係る調査や検討会等を実施しており、定量的な成果目標及び成果実績について目標値を定めて実施するという性質のものではない。
(8)	経済協力開発機構造船部会分 担金 (平成18年度)	355	11 (11)	10 (10)	12	12	世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分負担金を支払う。	-	OECDにおいて各国に割り当てられた分負担金を支払うものであり、定量的な活動指標及び活動実績を定めて実施することは困難であるが、我が国の提案・意見等を適切に反映させる。 OECDにおいて各国に割り当てられた分負担金を支払うものであり、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施することは困難であるが、我が国の提案・意見等を適切に反映させる。
(9)	シブプリサイクルに関する総合 対策 (平成19年度)	356	19 (16)	13 (13)	12	12	船舶の解体(シブプリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシブプリサイクルシステムの構築を図る。	-	本施策は条約の早期発効に向けたものであるため、定量的な活動指標及び活動実績を定めて実施することは困難であるが、事業の実施にあたっては、外部有識者を含めた検討会を開催し、事業の有効性を確認する。 本施策は条約の早期発効に向けたものであるため、定量的な成果目標及び成果実績を定めて実施することは困難であるが、事業の実施にあたっては、外部有識者を含めた検討会を開催し、事業の有効性を確認する。
(10)	海洋産業の戦略的育成のための 総合対策 (平成24年度)	361(P)	703 (0)	1,446 (1,385)	1,452	P	海洋開発分野における我が国産業界のビジネス拡大を図り、海洋産業の国際競争力を推進するため、海洋資源開発関連技術及び次世代海洋環境技術の開発を支援するとともに、洋上ロジスティックハブやFLNG(浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備)の安全性評価要件策定のための調査研究を行う。	154	-
(11)	新たなエネルギー輸送ルートの 海上輸送体制の確立(LNG船に 係る安全性評価手法の策定経 費) (平成25年度)	362	- -	- -	437	130	米国シェールガス輸送需要等に対応し、今後拡大が見込まれる大型で高い輸送効率を有する次世代のLNG運搬船等の世界市場の獲得のため、我が国LNG運搬船の信頼性・優位性が正当に評価される環境整備として①設計強度②工作品質及び③操船性能の安全性評価手法の策定を行う。	-	平成32年度に本事業で策定した安全性評価手法を採用する世界の船舶検査機関のシェアを50%獲得する。 次世代LNG船に係る安全性評価手法策定数
(12)	海洋エネルギーの活用促進の ための安全・環境対策 (平成26年度)	364	-	-	51	54	海洋エネルギー発電施設を洋上・海中という厳しい自然環境において安全に稼働させるとともに、油流出等海洋環境汚染を防止するため、必要となる浮体・係留設備等に係る安全面及び環境面に関する技術的検討を実施し、設計手法の指針である安全ガイドラインを策定する。	154	-
(13)	造船業における人材の確保・育 成 (平成27年度)	新27-049	- -	- -	-	97	地域経済を支える我が国造船業が人材不足により成長の機会を失うことがないよう、人材の確保・育成対策を実施するとともに、外国人材の適切な活用を図るための受入・監理体制を構築することにより、造船業における人材不足の解消を進める。	-	造船業の人材不足解消を推進することを目的としており、定量的な活動指標及び活動実績を定めて実施することは困難であるが、業界のニーズに応じて適切に対応する。 造船業の人材不足解消を推進することを目的としており、定量的な成果目標及び活動実績を定めて実施することは困難であるが、業界のニーズに応じて適切に対応する。
(14)	船舶によるCO2の海底貯留導 入促進のための安全・環境対 策 (平成27年度)	新27-050	- -	- -	-	20	沖合域を含めた我が国周辺水域における船舶によるCCS(CO2回収・貯留)の導入促進に向け、CCSIに用いられる船舶の安全ガイドライン等を策定するための調査研究を行う。	154	-
(15)	新たなエネルギー輸送ルートの 海上輸送体制の確立(LNG船に 係る安全性評価手法の策定経 費を除く) (平成27年度)	新27-052	- -	- -	-	97	世界的なLNGの需給の増加や供給地・需要地が拡大する中、国内での導入ニーズが高まっている洋上LNG受入施設に係る調査、安全基準等の整備を行う。	-	国内ニーズが高まっている洋上LNG受入施設導入のための環境整備を目的とした事業であり、定量的な活動指標及び活動実績を定めて実施することは困難であるが、国内ニーズに応じて適切に対応する。 国内ニーズが高まっている洋上LNG受入施設導入のための環境整備を目的とした事業であり、定量的な成果指標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施することは困難であるが、国内ニーズに応じて適切に対応する。
施策の予算額・執行額			9,510 (8,400)	11,263 (9,908)	11,596 -	9,358 -	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策目標		37 総合的な国土形成を推進する					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	総務課長 姫野 和弘		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
155	国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	11 平成22年度	11	7	8	9	集計中	現状維持又は増加	毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画が策定された年度である対20年度比(一部の指標については、平成21年度以降しか値がない指標があり、その場合は平成21年度比)で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。			
156	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①71% (80自治体) 平成23年度	-	65% (80自治体)	71% (88自治体)	74% (92自治体)	集計中	現状維持又は増加	平成29年度	「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」については、当初検討を開始した平成18年度から平成24年度までの6年間に於ける自治体数の増加が今後も同水準で継続するとした場合の目標年次(平成29年度)における値。			
		②0% (36,543kg/日) 平成20年度	62% (33,075kg/日)	-	-	-	-	現状維持又は増加	平成27年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画(平成23年～32年)において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値(平成32年に30,946 kg/日を達成)を100%として、27年度までの目標を形式的に按分した。			
関20	国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数)	33万件 平成18年度	52万件	82万件	94万件	95万件	106万件	現状維持又は増加	毎年度	多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。本関連指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するものであり、「現状維持又は増加」を目標とする。			
達成手段(開始年度)		27年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			27年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(27年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
			24年度(百万円)	25年度(百万円)	26年度(百万円)								
(1)	社会資本整備総合交付金	365	1,486,897 (1,480,095)	1,184,688 (1,178,560)	996,073	835,631	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
(2)	防災・安全交付金	366	22,290 (20,522)	1,093,800 (1,069,847)	1,254,708	1,042,612	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組みについて、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
(3)	社会資本整備総合交付金(全国防災)(東日本大震災関連)	367	91,678 (85,279)	56,717 (55,632)	10,332	9,466	地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(ハ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に限定したものに限る。)に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援する。				-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
(4)	総合交通体系整備推進費	368	12 (11)	14 (13)	14	11	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。 また、新たな国土形成計画や交通政策基本計画などの国土政策、交通政策等を踏まえ、地方創生などの重要政策課題における総合的な交通体系の整備のあり方を検討する。さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。				155	-	

(5)	総合的な交通体系の効果的な整備の推進	369	—	40	39	32	全国規模の幹線交通における旅客流動の実態を把握するため、各交通機関の所管部局における実態調査の結果を組み合わせ、モード横断的に旅客の流動量や個人属性、旅行目的等を把握可能なデータの作成を行う。また、刻々と変化する交通サービス水準について、既存の分析ツールに内蔵するデータの追加・更新を図ることにより、最新の交通サービス水準を的確に把握するとともに、我が国の交通サービス水準について定量的かつ客観的な評価を行う。加えて、取りまとめたデータや分析ツールを関係行政機関(国、地方公共団体)、大学や交通事業者等へ提供することで、各関係主体における効率的かつ効果的な取組を促進し、総合的な交通体系の整備を推進する。	155	—
(7)	官民連携基盤整備推進調査費(平成23年度)	372	718 (144)	466	397	397	地方公共団体が行う基盤整備事業に対して、民間等が行う集客施設や生産・物流拠点の立地等と一体的に整備することにより、優れた効果の早期発現や効率性が期待できる場合、その事業化に向けた必要な検討に要する経費の一部を支援する。 配分先:都道府県、市町村 補助率:1/2	—	調査実施箇所数 各調査において設定した検討課題に対する解決度の平均値
(8)	多様な主体の理解の促進(平成18年度)	373	11 (7)	9	9	8	多様な主体の理解を促進するため、①地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土形成フォーラムの開催、②ホームページによる国土計画関係情報の提供、③国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、④社会経済状況の変化等に応じた計画推進施策などの有識者との意見交換を実施する。	—	・国土政策フォーラムの開催(2地域) ・国土計画研究交流会の開催(1回) フォーラム・研究会の評価 (アンケート調査の結果で、良いと評価した参加者の割合(ともに80%以上))
(9)	国土形成計画等の進捗管理	374	90 (80)	81	78	12	国土形成計画(全国計画)の新しい国土像実現を目指して掲げられた5つの戦略的目標(①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり)の進捗度等について、戦略的目標や計画に記載されている施策毎に評価指標を設定し、各種データを収集・整理して計画の進捗状況のチェック(モニタリング)を実施する。 各圏域の広域地方計画に定められている計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を把握するとともに、計画推進に当たった課題とその解決方針に関する検討を行う。	—	国土形成計画(全国計画、広域地方計画)の進捗状況を管理するための指標を用いた計画のモニタリングを実施し、公表 国土形成計画の進捗管理を行うものであり、本調査自体は定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。 また、国土形成計画の進捗管理を把握し、計画を推進するために課題とその解決方法に関する検討を行うものであり、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。
(10)	国土形成計画等の基礎的・長期的検討(平成18年度)	375	120 (117)	107	156	152	国土形成計画(全国計画)、国土利用計画(全国計画)が平成20年7月に閣議決定されたが、これらの計画は国土に関する総合的な計画であり、国は計画策定後も経済社会情勢の変化に的確に対応する必要がある。このため、関係府省、地方公共団体、国民一般とも共通の認識を形成することを見据えて、国土の課題分析、計画の基礎となる調査・研究などを実施する。 平成26年度は、本格的な人口減少社会の到来や、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く状況の変化を踏まえ、2050年も視野に入れた、新たな「国土のグランドデザイン」の具体化戦略の実現に向けた具体化戦略の検討のための調査・研究等を実施する。	—	調査実施件数(13(見込み)) 国土形成計画等の基礎的・長期的な検討を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。 定性的には、国土政策上の新たな課題の萌芽について把握を行うため、経済社会情勢の変化等を踏まえて、基礎的・長期的な観点から検討を行う。
(11)	国土形成計画等に係る学官連携の推進	376	33 (29)	21	19	17	国土計画の基礎となる調査・研究を充実させることにより、これを計画へ反映し、国土政策の推進を図る。	155	—
(12)	国土数値情報の整備	377	279 (245)	215	225	201	国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うため、国土数値情報を整備・更新するとともに、国土数値情報として整備するための効率的な情報収集手法及びデータ形式等を調査し、製品仕様書及び作業手順書を作成する。	関19	—
(13)	国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充	378	46 (27)	42	30	26	国土情報を分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している国土数値情報利用・管理システム(G-ISLAND)で利用する統計データを充実させるため、また、インターネットを通じて一般国民向けに提供する国土情報を充実させるため、国土情報データベースへ統計データ等の各種データ登録を行い、データベースの拡充を図る。	関19	—
(14)	首都機能の移転に関する調査等(平成63年度)	379	14 (14)	13	11	10	国会においては、平成15年6月に超党派の「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、検討がなされてきたところ、平成16年12月に「座長とりまとめ」がまとめられ、「今後は、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする」とされた。このため、座長とりまとめに従い、政府として、分散移転や防災に関する分野を中心に調査を行い、国会での議論に協力するとともに、法第3条に従い、広く国民に首都機能の移転に関する適切な情報提供を行うための調査を行う。	—	調査実施件数(1(見込み)) 国会における議論に対する適確な協力等を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない
(15)	むつ小川原開発推進調査	380	6 (6)	6	6	6	むつ小川原開発地域では、これまで、ITER(国際熱核融合実験炉)関連施設である国際核融合エネルギー研究センターを始め、国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設等の立地が進んでいる。 我が国の産業・研究開発の発展とともに、地域の主体的取組への支援を図るため、引き続き、同地域の有効活用方策に関する調査検討が不可欠である。 このため、平成27年度においては、むつ小川原開発地域周辺の地場産品を利用した6次産業企業立地を推進するための課題と対策について検討を行う。	—	報告書配布先数 (むつ小川原地域周辺の地場産品を利用した6次産業の企業立地を推進するための課題と対策について調査・検討を行い、検討結果である報告書を関係団体(青森県、六ヶ所村、経済産業省、文部科学省など15団体)に配布し、検討結果を周知する。) 企業立地状況 調査開始翌年度からの立地面積の累積

(16) 経済協力開発機構等拠出金	381	36 (36)	35	41	46	OECDへの拠出金は、RDPCの作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、我が国の国土・地域政策にとって有益である、国別・地域別の国土・地域政策レビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等について評価を行い、改善方策等を提案するもの)や加盟国の地域のパフォーマンスや競争優位の比較分析、関連する地域指標作成等を費用の一部を支援する。国連ハビタットへの拠出金は、そのアジア・太平洋地域事務所(福岡市)が実施する、我が国の有する国土政策や居住環境改善分野におけるノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業や人間居住分野の諸問題に関する情報発信等を支援する。	-	・国土・地域政策のテリトリアル・レビュー等の実施件数 ・我が国の有するノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業等の実施件数 ・国土・地域政策のテリトリアル・レビュー等の出版件数 ・マッチング事業の成立件数
(17) 国土政策に関する国際調査	382	29 (26)	23	28	21	諸外国における国土・地域政策の具体策について整理・分析を行い、我が国の政策への活用を図るとともに、諸外国の国土政策の概要及び我が国の国土政策に関する情報を発信するウェブサイト「各国の国土政策の概要」の情報更新、内容の充実等を行う。また、人間居住分野問題における国際的な取組等が我が国の政策への活用方策を検討するとともに、2016年10月にエクアドルで開催予定の国連会議「ハビタットⅢ」等一連のプロセスを通じて、我が国の国土政策や人間居住問題分野における経験やノウハウを積極的に情報発信を行うこと等により、同会議において策定予定の「新たなアーバンジェンダ」(今後の国際的な人間居住問題における基本的な方針)における国際的な議論をリードする。	-	国土政策に関する国際調査の実施件数 ウェブサイトの閲覧件数
(18) 国土形成計画等の効果的な推進 (平成25年度)	383	-	105 (105)	86	-	人口減少・高齢化等により全国各地で維持・存続が危ぶまれる集落が拡大する中、暮らしの安心を支える公共・社会サービスの効率的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進するため、複数の集落が集まる地域に医療・福祉、買い物等のサービスを提供する「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図るとともに、持続可能な地域づくりを推進する。 国土形成計画(全国計画)に示された新しい国土像や国土利用計画(全国計画)に示された基本構想の実現に向けて、シームレスアジア実現に向けた推進、所得者不明化による国土利用困難化の対応、環境エネルギー分野における地域別の取組の推進、国土における国の機関等の効果的な展開などの国土政策上の推進方策等を検討する。	155	-
(19) 広域的地域間共助推進事業	384	-	95	35	0	東日本大震災において、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、平時の地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなり、災害時における被災地への迅速な支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組が有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した事例が見られた。 このような取組を有効に機能させるためには、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざというときの手厚い支援に繋げるために、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが重要である。このため、地方公共団体、NPO等多様な主体が広域にわたる連携・支援関係を構築する新しい地域間連携(「広域的地域間共助」)の推進に向け、平成26年度は実施段階における具体的な取組を対象とし、取組の「継続性」や「発展性」に着目し、課題抽出と分析、効果的な連携のあり方や推進方策について検討を行う。	-	-
(20) 大都市戦略検討調査経費 (平成24年度)		150 (137)	83 (80)	40	40	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都府県等の行政エリアを越えて人口や産業の集積が進んでいる地域である。我が国において人口減少や高齢化の更なる進行が見込まれる中、大都市圏は将来的には全国の人口の約7割の生活圏となることが想定されており、我が国の経済社会の成長の中核的役割を担いつつ、生活者にとって快適な都市環境を構築できるよう持続可能な大都市の形成が必須である。 なお、「日本再興戦略 改訂2014」(平成26年6月24日)において、都市の競争力の向上、都市機能の集約・ネットワーク化が、また「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成26年6月24日)において、大都市における国際競争力のある創造拠点としての環境整備や景観や防災に配慮したまちづくりなど持続可能な地域づくりの推進が謳われている。 このため、大都市圏整備計画の実施状況に関する調査の他、広域的な緑地保全方策、大深度地下使用等に関する調査検討を実施する。	-	調査実施件数 5件 大都市圏特有の国家的・広域的な課題に関する調査を実施し、大都市における機能強化及び整備のあり方の検討を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。
(21) 大規模災害に備えた国土形成に資する総合交通体系の確保に係る調査検討	370	-	-	14	13	大規模災害時において基幹的陸上交通ネットワークが機能停止となった場合に、人流・交通サービスへの影響を最小化することで経済社会活動が機能不全に陥る事態を回避する必要がある。大規模地震等の災害発生時における人流・交通サービスへの影響を推計・分析し、シナリオ検証を踏まえて、持続的な社会・経済に必要な人流レベルを想定するとともに、当該影響を軽減するための交通モードを超えたハード・ソフトによる対策のあり方を調査検討する。	155	-
(22) 歩行者移動支援の普及・活用の推進	371	-	-	39	35	障害者や高齢者をはじめ誰もが積極的に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る必要がある。この効果的な実現のため、移動に資する各種データのオープンデータ化等を推進し、多様なサービスが民間の様々な主体により創出・展開されていくための環境整備を実施する。	155	-
(23) エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進 (平成26年度)	385	-	-	60	0	広域ブロックの成長力を維持・発展していくためには、ブロック内の各都市圏のフルセット型の整備により均衡的な発展を目指すのではなく、エンジン都市圏が有する高次の都市機能の強化を図るとともに、これと周辺の各都市圏の強みを結びつけることにより、選択と集中を通じたブロック全体の戦略的発展を図ることが必要とされているところである。 このため、上記視点に基づく分析を定量的に行うとともに、各種データの整備を行い、新たな地域課題に対応した広域連携のあり方について検討を行う。	-	-
(24) 多様な主体による地域づくり推進経費	386	-	-	53	48	地方部における地域の活性化を図るため、地域産産産産、地元民間企業、地域のNPO等から構成される地域づくり活動支援体制の構築を支援し、多様な主体による地方部の地域づくり活動の、ハンズオン支援等の中間支援活動に対して補助を行う。また、地域の人手不足を解消し、担い手を確保するため、この中間支援の対象となる地域づくり活動が多役・多業型である場合には、この地域づくり活動自体に要する経費についても補助する。併せて、各地域づくり活動支援体制の活動を促進するための全国ネットワークの運営に向けた検討を行う。併せて、地域の課題解決に資するNPO等の事業の社会的意義を客観的に示す手法を検討する。	-	新たに形成される地域づくり活動支援体制 7件 地域づくり活動支援体制によって支援された地域づくり活動数7件

施策の予算額・執行額	2,828,258	3,316,597	2,915,520	1,889,105	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	国土形成計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」
	(1,635,643)	(2,307,443)	—	—		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-④)

施策目標		40 北海道総合開発を推進する					担当部局名	北海道局		作成責任者名	参事官 桜田 昌之	
施策目標の概要及び達成すべき目標		北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力ある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
160	北海道総合開発計画の着実な推進(対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	6	平成23年度	-	6	8	8	集計中	現状維持又は増加	毎年度	北海道総合開発計画では、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」、「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」、地域力ある北の広域的分散社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現」の3つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に計画を推進するものである。 計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、対前年度比で進捗が見られる項目数が、平成23年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。	
161	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.36百万円/人	平成17～24年度の平均	3,420万円/人	3,700万円/人	3,550万円/人	3,790万円/人	集計中	3.36百万円/人	毎年度	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年総理府告示第85号)」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(昭和58年総理府告示第13号)」により、北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。 本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額が初期値である3.36百万円/人(平成17年度～平成24年度の平均値)を下回らないことを目標とする。	
関20	アイヌの伝統等に関する普及活動(講演会の延べ参加者数)	31,091人	平成24年度	27,778人	29,441人	31,091人	32,571人	34,707人	39,000人	平成29年度	アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。 当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行うことが重要である。以上の理由から、「講演会の延べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の関連指標として設定するものである。 引き続き参加者数を着実に伸ばしていく必要があることから、平成29年度までに延べ39,000人(平成20年度～24年度の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定)の参加を目標とする。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				27年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		24年度(百万円)	25年度(百万円)	26年度(百万円)								
(1)	北海道特定特別総合開発事業推進費(平成13年度)	405	718 (718)	4,913 (1,741)	5,514	4,443	第7期北海道総合開発計画の中間点検(平成24年度実施)において国として特に重点的に取り組むべきとされた施策に関し、地域の意見等を踏まえテーマを設定、これに係る基幹的な事業について、情勢変化等を勘案して、年度途中に本経費を配分。平成26年度から新たなテーマ「インバウンド観光の振興」を追加し、計4テーマを対象にするとともに、引き続き「地域の取組などが想定以上に進捗し、他の事業も進捗することで更なる総合的な効果の発現が期待できる場合」にも積極的に推進費を活用する。			160	-	
(2)	北海道開発事業(昭和26年度)	406	383,246 (380,383)	685,031 (677,407)	603,844	481,287	北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成20年7月4日閣議決定の「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)を実施する。			160	-	
(3)	北海道開発事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	407	39,774 (39,634)	2,415 (2,346)	677	55	東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために、必要な事業を実施する。			160	-	
(4)	北海道総合開発推進調査費(北海道開発計画調査等経費)(昭和26年度)	408	161 (104)	132 (107)	137	137	北海道総合開発計画の企画、立案及び推進のために必要な基礎的な調査等(関係行政機関等による連絡会議、北海道の社会経済動向の把握、計画のフォローアップ、計画の主要施策の推進に向けた基礎的な調査及び北方領土地域の現況等の把握)を実施する。			160	-	
(5)	北方領土隣接地域振興等経費(北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金)(平成16年度)	409	100 (96)	100 (97)	100	100	北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)の魅力ある地域社会の形成に向けたハード・ソフト一体となった重点的な取組で、1市4町が実施するソフト施策に係る事業に要する費用の一部を補助することにより、地域の実情に即した取組を支援し、効果的な地域の安定振興を推進する。			161	-	
(6)	アイヌの伝統等普及啓発等に必要経費(平成9年度)	410	125 (107)	124 (115)	141	158	アイヌ文化振興法に基づき指定された(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する、アイヌの伝統等に関する普及啓発(広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催、「イランカラフテ」キャンペーンの展開等)やアイヌの伝統的生活空間の再生(伝統的家屋の復元、自然素材の育成、体験交流活動等)等に要する経費の補助等を実施する。			関20	-	
施策の予算額・執行額		269,615 (158,003)	349,868 (256,524)	631,927	473,925	-	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)			「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」(平成20年7月4日閣議決定)		